

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第33号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(地域振興局長への委任) 第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。 (1)～(152) (略) (153) 土地改良法第95条第1項の規定による農業協同組合、農業協同組合連合会、 <u>農地利用集積円滑化団体</u> 若しくは <u>農地中間管理機構</u> 又は同法第3条に規定する資格を有する者が行う土地改良事業の認可及び同法第95条第4項の規定による公告をすること。 (154) 土地改良法第95条の2第1項の規定による農業協同組合、農業協同組合連合会、 <u>農地利用集積円滑化団体</u> 若しくは <u>農地中間管理機構</u> 又は同法第3条に規定する資格を有する者が行う土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止の認可及び同法第95条の2第3項において準用する同法第48条第11項の規定による公告をすること。 (155)～(160) (略) (161) 土地改良法第100条及び第100条の2（同法第111条において準用する場合を含む。）の規定による農業協同組合、 <u>農地利用集積円滑化団体</u> 若しくは <u>農地中間管理機構</u> 又は市町村が定める交換分合計画の認可をすること。 (162)～(274) (略) (275) 河川法第31条第1項の規定により、許可工作物の用途廃止の届出（ <u>発電水利使用に係るものを除く。</u> ）を受理すること。 (276)・(277) (略) (278) 河川法第33条第3項の規定により、許可又は登録に基づく地位を承継した者が行う届出（ <u>発電水利使用に係るものを除く。</u> ）を受理すること。 (279) 河川法第34条第1項の規定により、許可又は登録に基づく権利の譲渡の承認をすること	(地域振興局長への委任) 第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。 (1)～(152) (略) (153) 土地改良法第95条第1項の規定による農業協同組合、農業協同組合連合会、 <u>農地保有合理化法人</u> 若しくは <u>農地利用集積円滑化団体</u> 又は同法第3条に規定する資格を有する者が行う土地改良事業の認可及び同法第95条第4項の規定による公告をすること。 (154) 土地改良法第95条の2第1項の規定による農業協同組合、農業協同組合連合会、 <u>農地保有合理化法人</u> 若しくは <u>農地利用集積円滑化団体</u> 又は同法第3条に規定する資格を有する者が行う土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止の認可及び同法第95条の2第3項において準用する同法第48条第11項の規定による公告をすること。 (155)～(160) (略) (161) 土地改良法第100条及び第100条の2（同法第111条において準用する場合を含む。）の規定による農業協同組合、 <u>農地保有合理化法人</u> 若しくは <u>農地利用集積円滑化団体</u> 又は市町村が定める交換分合計画の認可をすること。 (162)～(274) (略) (275) 河川法第31条第1項の規定により、許可工作物の用途廃止の届出を受理すること。 (276)・(277) (略) (278) 河川法第33条第3項の規定により、許可に基づく地位を承継した者が行う届出を受理すること。 (279) 河川法第34条第1項の規定により、許可に基づく権利の譲渡の承認をすること（河川法

(河川法第79条第1項又は第2項の認可を受けなければならないもの及び発電水利使用に係るものを除く。)

(280)・(281) (略)

(282) 河川法第75条第1項の規定により、法令違反者等(当該許可、登録又は承認が地域振興局長処分に係るものに限る。)に対し監督処分をすること。

(283) 河川法第75条第2項の規定により、同項第1号から第3号まで(当該許可、登録又は承認が地域振興局長処分に係るものに限る。)に該当する場合に行われる監督処分をすること。

(284)～(544) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(136) (略)

(136)の2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の10の規定により、市町村に対する必要な援助を行うこと(指導監査に係るものに限る。)

(136)の3 児童福祉法第34条の12の規定による一時預かり事業に係る届出を受理すること。

(136)の4 (略)

(136)の5 (略)

(136)の6 (略)

(136)の7 (略)

(136)の8 (略)

(136)の9 (略)

(136)の10 (略)

(136)の11 (略)

(136)の12 (略)

(136)の13 (略)

(136)の14 (略)

(136)の15 (略)

(136)の16 (略)

(136)の17 (略)

(136)の18 (略)

(136)の19 (略)

(136)の20 (略)

(136)の21 (略)

(136)の22 (略)

(136)の23 (略)

(136)の24 (略)

(136)の25 (略)

(136)の26 (略)

(136)の27 (略)

(136)の28 (略)

(136)の29 (略)

(136)の30 (略)

第79条第1項又は第2項の認可を受けなければならないものを除く。)

(280)・(281) (略)

(282) 河川法第75条第1項の規定により、法令違反者等(当該許可又は承認が地域振興局長処分に係るものに限る。)に対し監督処分をすること。

(283) 河川法第75条第2項の規定により、同項第1号から第3号まで(当該許可又は承認が地域振興局長処分に係るものに限る。)に該当する場合に行われる監督処分をすること。

(284)～(544) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(136) (略)

(136)の2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の12の規定による一時預かり事業に係る届出を受理すること。

(136)の3 (略)

(136)の4 (略)

(136)の5 (略)

(136)の6 (略)

(136)の7 (略)

(136)の8 (略)

(136)の9 (略)

(136)の10 (略)

(136)の11 (略)

(136)の12 (略)

(136)の13 (略)

(136)の14 (略)

(136)の15 (略)

(136)の16 (略)

(136)の17 (略)

(136)の18 (略)

(136)の19 (略)

(136)の20 (略)

(136)の21 (略)

(136)の22 (略)

(136)の23 (略)

(136)の24 (略)

(136)の25 (略)

(136)の26 (略)

(136)の27 (略)

(136)の28 (略)

(136)の29 (略)

(136)の31 (略)
(136)の32 (略)
(136)の33 (略)
(136)の34 (略)
(136)の35 (略)
(136)の36 (略)
(136)の37 (略)
(136)の38 (略)
(136)の39 (略)
(136)の40 (略)
(136)の41 (略)
(136)の42 (略)
(136)の43 (略)
(136)の44 (略)
(136)の45 (略)
(136)の46 (略)
(136)の47 (略)
(136)の48 (略)
(136)の49 (略)
(136)の50 (略)

(136)の51 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第2条第2項第1号及び第4号の規定により、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと(指導監査に係るものに限る。)

(136)の52 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第2項の規定により、同条第1項各号に掲げる事業の開始の届出を受理すること。

(136)の53 (略)
(136)の54 (略)
(136)の55 (略)
(136)の56 (略)
(136)の57 (略)
(136)の58 (略)
(136)の59 (略)
(136)の60 (略)
(136)の61 (略)

(137)～(195) (略)

(196) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第74条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること(知事が指定したものに限る。)

(197) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条第1項の規定による第1種特定建築物に係る届出を受理すること。

(197)の2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条第2項の規定により、届出に係る事項を変更すべき旨を指示すること(知事が指定したものに限る。)

(136)の30 (略)
(136)の31 (略)
(136)の32 (略)
(136)の33 (略)
(136)の34 (略)
(136)の35 (略)
(136)の36 (略)
(136)の37 (略)
(136)の38 (略)
(136)の39 (略)
(136)の40 (略)
(136)の41 (略)
(136)の42 (略)
(136)の43 (略)
(136)の44 (略)
(136)の45 (略)
(136)の46 (略)
(136)の47 (略)
(136)の48 (略)
(136)の49 (略)

(136)の50 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第79条第2項の規定により、同条第1項各号に掲げる事業の開始の届出を受理すること。

(136)の51 (略)
(136)の52 (略)
(136)の53 (略)
(136)の54 (略)
(136)の55 (略)
(136)の56 (略)
(136)の57 (略)
(136)の58 (略)
(136)の59 (略)

(137)～(195) (略)

(196) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第74条第1項の規定により、必要な指導及び助言をすること(知事が指定したものに限る。)

(197) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項の規定による第1種特定建築物に係る届出を受理すること。

(198) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条第5項の規定による第1種特定建築物に係る報告を受理すること。

(198)の2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条第6項の規定により、維持保全をすべき旨の勧告をすること（知事が指定したものに限る。）。

(199) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条の2第1項の規定による第2種特定建築物に係る届出を受理すること。

(200) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条の2第2項の規定により、必要な措置をとるべき旨の勧告をすること（知事が指定したものに限る。）。

(201) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条の2第3項の規定による第2種特定建築物に係る報告を受理すること。

(202) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条の2第4項において準用する同法第75条第6項の規定により、維持保全をすべき旨の勧告をすること（知事が指定したものに限る。）。

(203) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第3項の規定による建築物調査の結果の報告を受理すること。

(204) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第87条第10項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること（知事が指定したものに限る。）。

(205)～(212) (略)

4 (略)

5 次に掲げる事務は、新発田、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

6～9 (略)

10 次に掲げる事務は、佐渡地域振興局長に委任する。

(1)～(17) (略)

(17)の2 新潟県空港条例第4条ただし書の規定により、重量制限を超える航空機に係る空港の使用の許可をすること。

(18)～(35) (略)

(保健所長への委任)

第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(88) (略)

(198) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項の規定による第1種特定建築物に係る報告を受理すること。

(199) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条の2第1項の規定による第2種特定建築物に係る届出を受理すること。

(200) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条の2第2項の規定により、必要な措置をとるべき旨の勧告をすること（知事が指定したものに限る。）。

(201) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条の2第3項の規定による第2種特定建築物に係る報告を受理すること。

(202) エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条の2第4項において準用する同法第75条第6項の規定により、維持保全をすべき旨の勧告をすること（知事が指定したものに限る。）。

(203) エネルギーの使用の合理化に関する法律第76条第3項の規定による建築物調査の結果の報告を受理すること。

(204) エネルギーの使用の合理化に関する法律第87条第10項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること（知事が指定したものに限る。）。

(205)～(212) (略)

4 (略)

5 次に掲げる事務は、新発田、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(3) (略)

(4) 旅券法第10条第1項の規定による一般旅券訂正申請書を受理すること。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

6～9 (略)

10 次に掲げる事務は、佐渡地域振興局長に委任する。

(1)～(17) (略)

(18)～(35) (略)

(保健所長への委任)

第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(88) (略)

<p>(89) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第22条第1項</u>の規定による精神障害者等の診察及び保護の申請を受理すること。</p> <p>(90) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律<u>第23条から第26条まで及び第26条の3</u>の規定による精神障害者等に関する通報を受理すること。</p> <p>(91)～(267) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(89) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第23条第1項</u>の規定による精神障害者等の診察及び保護の申請を受理すること。</p> <p>(90) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律<u>第24条から第26条まで及び第26条の3</u>の規定による精神障害者等に関する通報を受理すること。</p> <p>(91)～(267) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条の3第5項の改正は、公布の日から施行する。